

33 外為 WEB サービス利用規定

33 外為 WEB サービス(以下「本サービス」といいます。)ご利用規定(以下「本規定」といいます。)は、33 外為 WEB サービスにて提供する外国為替サービスの利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人(以下「契約者」といいます。)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. 本サービスの内容

本サービスには、端末(後記2「利用環境」に定義します。)を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下の各サービスがあります。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 外貨預金振替・明細照会サービス
- (3) 輸入信用状受付サービス
- (4) 為替予約・リーブオーダー受付サービス
- (5) その他当行が定めるサービス

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく、変更できるものとします。

2. 利用環境

本サービスの利用は、契約者が占有・管理する当行所定の環境を備えインターネットに接続されたパソコン等(以下「端末」といいます。)での利用に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

3. 利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間を契約者へ通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責任によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても、契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

4. 取引日付

- (1) 契約者は指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。ただし、契約者の端末から当行への送信が当行所定の時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。
- (2) 契約者は翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができます。

5. サービスの申込み

(1) 申込方法

本サービスの申込にあたっては、33 外為 WEB サービス申込書(兼 預金口座振替依頼書)(以下「申込書」といいます。)による申込みが必要です。契約者が本規定を承認のうえ当行が申込みを受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本規定の効力が発生するものとします。なお、本サービスの申込みは、法人および個人事業主の方に限ります。また、申込みがある場合でも、当行の判断によりお断りする場合があります。

(2) 代表口座(支払指定口座)

- ① 契約者は本サービス利用申込時に本サービスのサービス利用料や外国送金代り金、外貨預金振替代金、外国関係手数料(後記(3)に定義します。)等を支払う支払指定口座を届け出るものとします。

② 支払指定口座は、契約者が本サービス申込書により当行に届け出た名義・住所が同一の契約者本人口座とします。また、契約者は支払指定口座の中から円貨預金口座を代表口座として届け出ることとします。

③ 支払指定口座として登録できる預金種類および口座数は当行所定とし、支払指定口座として登録できる預金種類および口座数を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(3) 外国送金代り金、外貨預金振替代金、および外国関係手数料の引落とし

当行は、契約者の本サービスにより生じる外国送金代り金あるいは外国送金手数料、外貨預金振替代金、輸入信用状開設や条件変更に関する手数料、その他これらの取引に関して生じる当行および関係銀行の手数料、諸費用等(以下「外国関係手数料」といいます。)について、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず通帳・各種払戻請求書・当座小切手等の提出なしに契約者の支払指定口座から引き落とします。

(4) 利用するサービスの選択

本サービスが提供する内容は、申込書に沿ったものになります。利用するサービスを変更する際には、契約者は当行に対して必要事項を記載した申込書を提出するものとします。

(5) 銀行取引約定書および外国為替取引に関する各約定書の締結

契約者は、本サービス利用前に必要に応じて当行との間で、銀行取引約定書、外国為替取引約定書等の各約定書を締結するものとします。

6. 各種手数料

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定のサービス利用料をいただきます。なお、サービス利用料(消費税等を含みます。)は契約者が当行所定の方法にて当行に届け出た代表口座から、当行所定の方法により、自動的に引き落とします。

(2) 当行はサービス利用料を変更する場合があります。本サービスのサービス利用料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

(3) サービス利用料の引落としの取扱いについては、領収書等の発行はいたしません。

(4) 契約期間の途中での解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、サービス利用料を払戻すことはいたしません。

7. パスワード等の管理

(1) 契約者は、本サービスのご利用に際しては、当行に対しての本人確認のための、「ログインID」・「ログインパスワード」・「確認用パスワード」(以下総称して「パスワード等」といいます)を契約者の端末から登録するものとします。本サービスの利用を開始した後は、契約者の端末からパスワード等を随時変更できるものとします。

(2) パスワード等を失念したり、他人に知られた場合は、すみやかに当行に届け出て下さい。当行への届出前に生じた損害については、当行は、責任を負いません。また、契約者がパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は、本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。

8. 本人確認

(1) 当行の指定する取引については、パスワード等の確認を行います。その際、契約者から送信されたパスワード等と、当行に登録されているパスワード等とが一致しなかった場合は、取引の依頼が行われなかったものとみなします。

(2) 当行が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、パスワード等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 利用に際して必要なパスワード等の本人確認方法、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。

9. 取引の依頼および取引の確認

(1) 本サービスによる取引の依頼は、本規定8に従った本人確認の終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法で当行に送信することにより行うものとします。

- (2) 契約者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝達し、当行がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、当行が定めた方法で各取引の手続を行うものとします。受付完了の確認は端末から当行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。
- (3) 契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。
- (4) 本サービスによる取引後は、すみやかに通帳等への記入またはご利用明細等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行あてにご連絡ください。
- (5) 以下の事由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 支払指定口座が解約されているとき。
 - ② 外国送金代り金、外貨預金振替代金、外国関係手数料、その他本サービスに関して必要となる手数料等の合計が支払指定口座から引き落とすことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます。)を超えているとき。
 - ③ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払指定口座からの引き落としを不相当と認めたとき。

10. 依頼内容の変更・取消

依頼内容の変更または取消は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期等によっては、変更または取消ができないことがあります。

11. 取引の記録

- (1) 契約者の依頼内容・取引内容は当行において記録し、相当期間保存します。
- (2) 本サービスによる取引内容について契約者と当行との間で疑義が生じた場合には、当行の記録内容を正当なものとして取扱います。

12. 通知・照会等

- (1) 依頼内容および取引内容に関し、当行より契約者に通知・照会する場合には、届出のあった住所、電話番号、電子メールアドレス等を連絡先とします。本サービスをご利用の契約者は、当行からの通知・確認手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。
- (2) 当行が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・送信し、または添付書類を発送した場合には、その連絡先の記載の不備および連絡先の変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき理由により、これらが延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなし、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も前項と同様とし、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) インターネットを経由した書面等の交付
当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上(当行のホームページ又は本サービスの通知機能)で各種書面等を掲示・通知した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出、交付、送付、通知が行われ、契約者に当該書面が到着したものとみなします。契約者は当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

13. 連絡先の変更等

- (1) 本サービスに関する届出事項のうち、当行所定の事項の変更については、当行所定の書面による依頼に基づいてその届出を受け付けます。
- (2) 変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われ

なかったことにより契約者に損害が発生することがあっても当行は責任を負いません。

(3) 変更事項の届出がない場合の取扱い

当行が連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

14. 外国送金受付サービス

- (1) 外国送金受付サービスとは、契約者の端末からの依頼に基づき、契約者が指定する支払指定口座から外国送金代り金を払出しのうえ、外国送金の手続を行うサービスです。
- (2) 外国送金は、本規定9により契約者の依頼内容が確定し、当行が当行所定の時限に外国送金代り金を引き落したときに成立するものとします。
- (3) 以下の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取扱いはできません。
 - ① 当行所定の代り金引落とし時間に外国送金代り金と外国送金手数料の合計が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき。なお、いったん外国送金代り金決済が不能となった外国送金については、所定の時限後に代り金の入金があっても外国送金は行われません。
 - ② 支払指定口座が解約済の場合
 - ③ 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
 - ④ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不相当と認めた場合
 - ⑤ 外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合
- (4) 外国送金の依頼を取り消す場合は、外国送金取組指定日の前営業日の当行所定の時刻までに、当行所定の方法で取消依頼を行うことができますが、それ以降は、後記(11)に記載の「組戻し」により取扱うものとします。
- (5) 契約者が次に定める通貨を外国送金通貨として外国送金依頼を行った場合、受取人への支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行の所定の手続に従うものとし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
 - ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨
- (6) 当行は契約者が支払うべき外国送金代り金を、各種預金規定等にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、契約者が外国送金依頼データにおいて指定した支払指定口座から引き落としのうえ、当行所定の方法で処理します。なお、本引き落としは契約者の外国送金依頼確定後に行います。
- (7) 外国送金手続の実行時に適用される為替相場については次のとおりとします。
 - ① 外国送金通貨と支払指定口座の通貨とが異なっている場合には、外国送金取組日における当行所定の外国為替相場によって換算のうえ、外国送金代り金を引き落とすものとします。
 - ② 前号にかかわらず、契約者が予め当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力し、その予約履行期限内にあるときは、当該為替予約の予約相場によって換算します。
- (8) 契約者は、外国為替および外国貿易法等の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、所定の期間内に、当行あてに当該書類等を提出するものとします。
- (9) 契約者は、外国送金依頼後に受取人が資金未受領など、外国送金取引に関して疑義がある場合は、申込書記載の取引店に当行所定の手続により照会するものとします。また、当行は、外国送金手続の実行後、関係銀行から照会があった場合には、外国送金依頼の内容について、契約者に照会する場合があります。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。当行が外国送金手続の実行後、関係銀行による拒絶等により外国送金ができないことが判明した場合には、当行は契約者にすみやかに通知するものとします。この場合、当行が関係銀行から外国送金にかかる返戻金を受領したときは、契約者は後記に基づき、当行所定の手続により組戻し手続を行うものとしま

す。

- (10) 次の場合には、当行は契約者に通知することなく、外国送金手続の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 外国為替および外国貿易法、その他日本および外国の法令との関係で当行が外国送金を実行できないと判断した場合
 - ② 前記(8)にかかわらず、外国為替法等の各種法令上必要な書類等が、当行所定の期間内に申込書の取引店に到着しない場合
 - ③ 契約者が外国送金依頼データにおいて指定した支払指定口座の外国送金取組日における支払可能金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)が当該外国送金資金額に満たない場合
 - ④ 前記(7)②の場合における為替予約が外国送金の内容に適合しない等、外国送金依頼データに不備がある場合
- (11) 市場実勢相場で約定した取引(市場実勢相場取引)において、通貨や金額の入力相違等による取消が必要となり、発生した費用及び損失については、契約者が負担するものとします。
- (12) 前(11)に加えて市場実勢相場取引の約定日 15 時 30 分までに資金決済ができない場合、市場実勢相場取引を取消します。取消の際に発生した費用は、契約者が負担するものとします。
- (13) 外国送金手続実行後の組戻し等については次のとおりとします。
- ① 契約者が外国送金に関して、組戻しまたは依頼内容の変更等の依頼をするときは、別途当行が定める手続に従い当行所定の文書をもって行うものとします。その照会、組戻しまたは変更等の手続は、当行所定の方法に従って取扱うものとします。なお、契約者は、照会、組戻し、変更の依頼にあたっては、当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用を支払うものとします。
 - ② 組戻しを承諾した関係銀行から当行が外国送金にかかる返戻金を受領した場合には、契約者が当行所定の受取書等を申込書記載の取引店に提出することで、その返戻金を返却するものとします。なお、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により組戻しの取扱ができない場合があります。
 - ③ 組戻し等の理由で当行が返戻金を外国送金通貨と異なる通貨により契約者に返却する場合に適用する外国為替相場は先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の外国為替相場とします。なお、代り金を返却する場合は、所定の手数料がかかる場合があります。
- (14) 本サービスにより外国送金を取組む場合は、本規定6の利用手数料とは別に当行所定の外国送金手数料等をいただきます。外国送金手数料等は外国送金の都度、または当行所定の日に支払指定口座から通帳・各種払戻請求書・当座小切手等の提出なしに引き落します。
- (15) 本規定に定めのない事項については「外国送金取引規定」に従うものとします。

15. 外貨預金振替・明細照会サービス

- (1) 外貨預金振替サービスとは、契約者の端末からの依頼に基づき、契約者が指定する契約者名義の支払指定口座(普通預金・当座預金または外貨普通預金)から契約者が指定する契約者名義の入金指定口座(普通預金・当座預金または外貨普通預金)へ、即ち円預金口座と外貨預金口座間による資金の振替の申込を受け付けるサービスです。
- (2) 外貨預金振替は本規定9により契約者の依頼内容が確定し、当行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
- (3) 支払指定口座からの代金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱うものとします。
- (4) 以下の各号に該当する場合、外貨預金振替の取扱いができません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取

扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

① 当行所定の時間に振替依頼金額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、当該口座からの引き落としが外貨預金振替サービスによるものに限らず複数ある場合で、その総額が当該口座より引き落すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。なお、資金確定していない証券類の金額は含みません。)を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん振替処理が不能となった依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振替処理は行われません。

② 支払指定口座が解約済の場合

③ 契約者からの支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合

④ 差押等やむをえない事情があり当行が支払いを不相当と認めた場合

⑤ 外貨預金振替サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合

⑥ 当行の定める「1日あたりの取扱限度」および「1回あたりの取扱限度額」を超える場合

⑦ 送信された預金振替内容に不備、矛盾等の瑕疵がある場合

(5) 外貨預金振替サービスに適用される為替相場は次のとおりとします。

① 直物相場による取引の場合は、振替日における当行所定の外国為替相場を適用します。

② 通貨毎に定める当行所定の基準額以上の取引の場合は、当行所定の市場実勢相場を適用します。

③ 前号・前々号にかかわらず、契約者が予め当行との間で為替予約を締結している場合において、外貨預金振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場によって換算します。

(6) 外国為替相場が急激に変動し、当行の外国為替相場が公表停止になった場合は、外貨預金振替依頼の受付を制限することがあります。

(7) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、当行がやむをえないものと認めて変更または取消を承諾する場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料等を受け入れたうえで、その手続を行うものとします。

(8) 市場実勢相場で約定した取引(市場実勢相場取引)において、通貨や金額の入力相違等による取消が必要となり、発生した費用及び損失については、契約者が負担するものとします。

(9) 前(8)に加えて市場実勢相場取引の約定日 15 時 30 分までに資金決済ができない場合、市場実勢相場取引を取消します。取消の際に発生した費用は、契約者が負担するものとします。

(10) 明細照会サービスとは、契約者の照会に基づいて、外貨預金照会対象口座の残高・入出金明細の情報を提供するサービスです。

(11) 当行は支払指定口座として登録された外貨預金口座について当サービスを提供します。

(12) 明細照会サービスでは、当行が定める期間の取引内容を回答します。但し、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

(13) 当行から明細照会サービスにより回答した内容について、契約者から依頼のあった各種サービスの取引について訂正があった場合やその他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

16. 輸入信用状受付サービス

(1) 輸入信用状受付サービスとは、契約者が端末から行った輸入信用状の開設および条件変更申込みを受け付けるサービスです。

(2) 依頼内容は本規定9により当行が受信した時点で確定し、当行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。

(3) 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当行あてに別途差し

入れている「外国為替取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。

- (4) 以下の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取扱いはできません。
 - ① 当行所定の手続の結果、与信判断等の当行独自の判断により開設を行わないと決定したとき
 - ② 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
 - ③ 輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき
- (5) 依頼内容が確定し、当行が輸入信用状開設・条件変更依頼を審査のうえ、承認したときは、当行所定の手続により、輸入信用状開設・条件変更手続を行います。輸入信用状開設・条件変更手続実行後は、輸入信用状開設・条件変更依頼の取消はできないものとします。
- (6) 契約者は、外国為替法等の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、所定の期間内に当行あてに当該書類等を提出するものとします。
- (7) 次の場合には、当行は契約者に通知することなく、輸入信用状開設・条件変更手続の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 外国為替法、その他日本および外国の法令上取扱えない輸入信用状開設・条件変更の場合
 - ② 前記(6)にかかわらず、外国為替および外国貿易法等の各種法令上必要な書類等が所定の期間内までに、申込書記載の取引店に到着しない場合
 - ③ 輸入信用状開設・条件変更データの不備、その他の理由により、依頼された輸入信用状開設・条件変更手続を行えないと当行が判断した場合
- (8) 本サービスにより信用状開設・条件変更等を取組む場合は、本規定6のサービス利用料とは別に当行所定の信用状発行手数料、条件変更手数料等をいただきます。信用状発行手数料、条件変更手数料等は取引の都度、または当行所定の日に支払指定口座から各種預金規定にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・当座小切手等の提出なしに引き落します。
- (9) 契約者が本サービスにより輸入信用状発行結果情報を照会する場合は、本規定8に定める当行所定の本人確認手続終了後に、当行所定の手続に従って、契約者の占有・管理する端末により、輸入信用状発行結果情報を照会するものとします。当行は、契約者の照会手続に従って、輸入信用状発行結果情報を端末に返信します。

17. 為替予約・リーブオーダー受付サービス

- (1) 為替予約受付サービスとは、契約者が端末から行った依頼に基づき、為替予約の締結を行うサービスです。
- (2) 為替予約の依頼内容は、本規定9により当行が受信した時点で確定するものとします。
- (3) 為替予約受付サービスでは、当行は、当行所定の方法で計算した取引可能相場を契約者に提示し、契約者はその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結また中止を当行に通知します。契約者による取引の締結通知が当行所定の時間内に到着し、当行がこの通知を承諾した時点で為替予約が成立するものとします。
- (4) 当行が提示した為替相場が市場実勢と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取消することがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。
- (5) 為替予約受付サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条22項1号に定める取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当行宛に別途差し入れている「外国為替取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
- (6) 為替予約受付サービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、当行が定める期間までとします。為替予約締結日当日を受渡期間に含めることはできません。
- (7) 当行は、為替予約受付サービスを利用した為替予約取引において、一時点における予約残高合計金額(未実行の為替予約取引にかかる為替予約額の合計。ただし、後記(15)のリーブオーダー受付サービスの場合は、成立していない取引も成立したものとみなして予約残高合計額を計算します)については、上限金額を定めることができ、当該上限金額を超える場合には契約者は取引ができません。なお、当行は、当該上限金額をいつでも変更できるも

のとします。

- (8) 為替予約受付サービスの契約後は、原則として電話による為替予約は行えなくなります。電話で為替予約を行った場合、システムへのデータ反映が遅れるため、データ反映前には為替予約受付サービスを利用して為替予約を行った場合、為替予約の取扱上限額を超過する場合があります。電話での為替予約データ反映前に、為替予約受付サービスで為替予約を行ったことにより取扱上限額を超過し、約定の取消が必要となった場合、それによって生じた費用および損失は契約者が負担するものとします。
- (9) 為替予約受付サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は外国為替予約締結票 (CONTRACT SLIP) を当行に提出するのに代えて、契約者の端末から取引内容の確認を行うものとします。ただし契約者が取引内容の確認を行わなかった場合においても、前記(3)により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません。
- (10) 契約者は、為替予約受付サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に関し不一致や誤差を見つけた場合は直ちに当行に連絡するものとします。ただし、この連絡は後記(14)に何ら影響するものではありません。
- (11) 為替予約取引の内容確認が行われないうまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、契約者による確認が行われたものとみなします。
- (12) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保持する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
- (13) 次の各号に該当する場合、為替予約受付サービスによる為替予約取引の取扱いはできません。なお、サービス内容が確定した後に取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者への取扱いができない旨の連絡および取扱いができない理由の通知が行われないうことに同意するものとします。この場合、契約者は、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行が責任を負わないことに同意するものとします。
- ① 与信判断等当行独自の判断により締結を行わないと決定した場合
 - ② 為替予約受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日、および利用時間の範囲を超える場合
 - ③ ご依頼の予約(もしくはリーブオーダー)の残高合計額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超える場合(当行における処理の関係上、取引のご依頼と当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限に空きがない場合を含めます。)
 - ④ 契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑤ 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約受付サービスによる取引を行わないと決定した場合
 - ⑥ その他、当行において為替予約受付サービスによる取引を行うことが適切でないと判断した場合
- (14) 前記(1)および前記(3)により為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は、当該為替予約取引の内容変更・取消はできないものとします。当行がやむをえないものと認めて、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合でも、契約者は為替予約受付サービスを利用して内容変更・取消を依頼することはできません。当行は、当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、内容変更・取消を行った際に発生した費用を受け入れたうえで、その手続を行うものとします。
- (15) リーブオーダーとは、契約者が、為替予約取引にかかる取引条件を契約者の端末において予め指定、および当行に依頼し、この依頼を当行が受信した後、契約者が指定した取引条件で市場における為替相場の変動等により為替予約取引を成立させることが可能になったと当行が判断したときに、指定した条件で自動的に為替予約取引を成立させる方法をいいます。
- (16) リーブオーダーを利用した為替予約取引における受渡期限は、当行が定める期限までとします。リーブオーダー依頼日当日および翌営業日、また、預かり期限当日および前営業日を受渡期限に含めることはできません。
- (17) リーブオーダーにおいて依頼した為替予約取引にかかる取引条件の変更・キャンセルは、為替予約受付サービ

スを利用して申込みことはできません。取引条件の変更・キャンセルは、当該条件を指定する際に決めた有効期限内に、当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受けた場合にその手続を行うものとします。契約者が取引条件の変更・キャンセルにかかる依頼書を提出した場合でも、当行がこれを受け付けるまでに依頼した取引条件で為替予約が成立した場合は、取引条件の変更・キャンセルを行うことはできません。

(18) リーブオーダーにより為替予約が成立した場合は、取引結果をご登録いただいているメールアドレスに送信し、為替予約受付サービスのリーブオーダー依頼状況一覧に表示します。なお、当該取引結果は遅延する場合があります。

(19) 契約者がリーブオーダーにより為替予約取引の依頼をすることができる金額の下限・上限および為替相場の範囲は当行が定めるものとします。また、当行は、当該金額の下限・上限および為替相場の範囲をいつでも変更できるものとします。

18. 解約等

本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。本サービスの契約を解約した場合、本サービスの全てのサービスが解約され、お届けいただいている口座のうち代表口座以外の口座を含めて全ての口座において本サービスの利用ができなくなります。

(1) 契約者による解約

① 契約者による解約は、契約者が当行に解約の申込書を提出し、当行が当行所定の手続を終えた場合にその効力が発生するものとします。

② 本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として取扱います。

(2) 当行の都合による解約

当行の都合による解約は、契約者に対する解約の通知をし、当行所定の手続を終えた場合にその効力が発生するものとします。その場合、契約者の氏名・住所等の変更により、契約者に通知が到着しなかった場合は、通常の到着すべき時に到着したものとみなします。

(3) サービスの停止および強制解約

当行は、契約者が次のいずれかに該当したときは、契約者に通知することなく、直ちに本サービスの停止または契約の解除ができるものとします。

① 相続の開始があった場合

② 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合

③ 手形交換所又はこれに準ずる機関の取引停止処分を受けた場合

④ 住所変更等の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由により、契約者の所在が不明になった場合

⑤ 本規定に違反するなど、当行がサービスを停止する必要が発生した場合

⑥ 1年以上の当行が相当と認める期間にわたり本サービスの利用がない場合

⑦ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合

⑧ 本サービスが法令等(マネーロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等の相応の事由があると当行が判断した場合。

(4) 解約と手数料

本サービスの解約時に本サービス関連の手数料の未収が発生している場合、当行は、本サービスの解約後においても請求ができることとします。また、契約期間中の途中で解約または一部解除の場合でも、日割りでサービス利用料の払戻しはいたしません。

(5) 代表口座の解約

本サービスに登録されている代表口座の預金口座が解約された場合は、本サービスを解約いたします。

19. 免責事項

- (1) 本規定8. 本人確認による手続を経た後、本サービスの提供に応じた場合は、利用者を契約者とみなし、資金の引落口座等にパスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービス利用申込時に、支払指定口座の各々について申込書に押印した印鑑の印影と当該口座の届出印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱いした場合は、それらの書類につき、偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき
 - ② 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到着する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩したとき
 - ③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ④ 郵送上の事故につき、第三者が契約者の情報を知り得たとき
 - ⑤ 当行以外の金融機関等の責任に帰すべき事由があったとき
- (4) 本サービスの利用は、契約者の責任において利用するものとし、その利用に関し当行は一切の責任を負いません。ただし、当行の責めに帰すべき事由がある場合は、その限度においてその限りではありません。当行に損害賠償責任が生じる場合の損害の範囲は、当行の責めに帰すべき事由から直接発生した損害に限られ、間接損害、特別損害その他一切の損害について当行は損害賠償の責任を負いません。
- (5) 当行が講じる安全対策についての了承
契約者は、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。

(6) 環境設定の確保

本サービスに使用する取引端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害については、当行はその責任を負いません。

20. 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・通信事情・電話機の使用等に相違があるため、原則として、取扱い不可とさせていただきます。

21. 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に事前の申出のない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

22. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を、契約者に事前に通知することなく休止することができます。

23. サービスの廃止

当行は、本サービスの全部または一部を廃止する場合があります。この場合、24(2)の規定に基づいて本規定を変更する場合があります。

24. 関係規定の適用・準用

(1) 関係規定の適用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等の各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては、本規定が優先的に適用されるものとします。

(2) 規定の変更等

当行は、本規定の内容について規定を変更する際は、変更内容及び変更の効力発生日を当行の定める方法により契約者へ告知します。また、変更日以降は、変更後の内容に従い、本サービスを取り扱うこととします。なお、このことにより損害が生じたとしても、当行は、一切その責任を負いません。

25. 譲渡・質入れの禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできません。

26. 準拠法・管轄

本契約の準拠法は、日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2024年11月18日 現在)

以上